

孤独・孤立対策官民連携プラットフォーム規約

令和4年2月25日
設立総会決定
令和5年6月9日
一部改定
令和6年3月19日
一部改定

(名称)

第1条 本会は、「孤独・孤立対策官民連携プラットフォーム」（以下「プラットフォーム」という。）と称する。

(目的)

第2条 本会は、孤独・孤立対策に取り組む多様なNPO等支援組織間の連携及び官民連携を強化することにより、孤独・孤立対策の取組の推進につなげることを目的とする。

(活動内容)

第3条 本会は、前条の目的を達成するため、次の各号に掲げる活動を行う。

- 一 孤独・孤立対策を分野横断的に推進するための複合的・広域的な連携強化に関する活動
- 二 孤独・孤立対策に関する全国的な普及活動
- 三 孤独・孤立対策に関する先導的取組・学術研究等の情報共有・相互啓発活動
- 四 その他本会の目的を達成するために必要な活動

(事業年度)

第4条 本プラットフォームの事業年度は、4月1日から3月31日までとする。

(会員等)

第5条 本会は、本会の目的に賛同し、本規約を順守し、総会の議決権を有する以下の会員をもって組織する。

- 一 全国的に孤独・孤立対策に取り組むNPO等への支援を行う中間支援団体、各分野の全国団体
 - 二 孤独・孤立対策に取り組むNPO等支援団体
 - 三 関係府省庁
 - 四 孤独・孤立対策に関して高い見識を有する者（個人）
- 2 本会に、本規約を順守し、総会の議決権を有さない以下の会員を設ける。第6条及び第8条の規定は、これらの会員について準用する。
- 一 協力会員 経済団体、学術団体、地方公共団体の意見を取りまとめる全国的連合組織、都道府県・市区町村など孤独・孤立対策に関心が高く、本会の各種活動に可能な範囲で協力する団体

二 賛助会員 民間団体・助成団体など孤独・孤立対策に関心が高く、第3条に掲げる活動を支援する団体

(入会)

第6条 新たに本会の会員になろうとするものは、別に定める入会申込書を第16条に規定する幹事会に提出するものとし、幹事会において、次項に定める要件を満たし、入会が適切であると認める場合に、会員となることができる。

2 会員の入会に当たっては、主に以下の点を確認する。

- 一 孤独・孤立対策に取り組む活動実績があること
- 二 暴力団等反社会的勢力と関係がないこと
- 三 会員2団体以上又は関係府省庁の推薦があったこと

(会費)

第7条 会費は当面これを徴収しない。ただし、総会において必要と認められるときは、本会の運営に必要な実費の負担を会員に求めることができる。

(退会・除名)

第8条 本会を退会しようとする者は、退会の意志を書面により幹事会に届け出て、任意に退会することができる。また、会員が次の事項のいずれかに該当するときは、該当団体等に事前に弁明の機会を与えた上で、総会の議決を経て除名することができる。

- (1) 1年以上、連絡がとれない場合
- (2) 本規約に違反又は本会の信用を著しく害したとき
- (3) 会員が解散又は営業を停止したとき
- (4) 暴力団等反社会的勢力と関係があることが判明したとき
- (5) その他本会の運営に当って重大な支障が生じると認められたとき

2 前項の規定にかかわらず、前項第1号から第4号の事由については、幹事会の議決を経て除名することができる。

3 第1項の規定による会員の退会、前項の規定による会員の除名については、事後に総会に報告を行わなければならない。

(総会の構成)

第9条 本会の会員をもって構成する総会をおく。

(総会の機能)

第10条 総会は、この規約に別に定めることのほか、次の事項を議決する。

- (1) 規約の変更
- (2) 幹事の選出
- (3) その他、本会の目的を達成するために必要な事項を検討する。

(総会の開催)

第11条 通常総会は、毎年度1回開催する。

- 2 幹事会が必要と認めた場合、臨時総会を開催することができる。
- 3 幹事会は、会員総数の2割以上の会員から総会の開催を求められた場合、臨時総会を開催しなければならない。
- 4 議長は出席会員の互選により選出する。

(総会の招集)

第12条 総会は、幹事会が招集する。

(総会の定足数)

第13条 総会は、会員の1/4の出席をもって成立するものとする。

- 2 前項の出席者には、表決の委任をしたものも含む。

(総会の決議)

第14条 総会の議事は、議決に加わることのできる総会出席会員の過半数の賛成により決定する。

- 2 議長は採決に加わることができない。ただし、賛否が可否同数の場合は、議長の決するところによる。
- 3 総会に出席しない会員は、あらかじめ通知された事項について、書面をもって出席する会員を代理人として表決を委任することができる。
- 4 総会の議事に対して、電子メールによる意思表示もできるものとする。電子メールにより一つ以上の議案に対して賛否の意思表示を行った会員については、総会出席会員として数える。

(議案の提案権)

第15条 総会への議案は幹事会が提案する。

- 2 前項の規定にかかわらず、第11条第3項の請求を行った会員は、その総意にかぎり議案を提出することができる。

(幹事および幹事会)

第16条 総会において議決された事項を円滑に進めるために幹事によって構成する幹事会を置く。

- 2 幹事会は、この規約で定めるもののほか、本会の運営に必要な事項を定める。
- 3 幹事会の運営を円滑に進めるために、代表幹事、副代表幹事を、複数、置くことができる。
- 4 幹事会は、幹事総数の2分の1以上の出席がなければ、その議事を開き、議決することができない。

(幹事の選任)

第17条 幹事は、総会の議決において会員の中から選任する。ただし、第5条第1項第二号から第四号までの会員の中からの選任は3以内とする。

- 2 幹事は3以上とする。

3 代表幹事および副代表幹事を置く場合は、幹事会の互選により選任する。

(解任)

第18条 幹事が次号のいずれかに該当するときには、該当幹事に事前に弁明の機会を与えた上で、総会の議決を経て該当幹事を解任することができる。

(1) 職務の執行にあたれないと認められるとき

(2) 職務上の業務違反、その他幹事としてふさわしくない行為があると認められるとき

(幹事の任期)

第19条 幹事の任期は2年とする。ただし、再任を妨げない。

2 幹事は、辞任又は任期が満了しても後任者が就任するまでは、その職務を行なうものとする。

(事務局)

第20条 本会の事務の執行を円滑におこなうため内閣府孤独・孤立対策担推進室に事務局をおく。

(分科会等)

第21条 活動の必要に応じて、本会に会員の一部により組織された分科会等を設置することができる。

2 本会の会員は、分科会等の設置を提案できる。

3 分科会等の設置について幹事会は助言を行うことができる。

4 分科会等には、必要に応じて会員以外の者の出席を求めることができる。

5 協力会員、賛助会員は、第2項に定める分科会等の設置は提案できないが、傍聴することができる。

6 その他の事項については、本規約と別に定める「分科会規程」によるものとする。

(解散)

第22条 本会は、総会の決議により解散する。

(附則)

1. この規約は、2022年(令和4年)2月25日より施行する。

(附則)

1. この改正は、2023年(令和5年)6月9日より施行する。

(附則)

1. この改正は、2024年(令和6年)4月1日より施行する。

孤独・孤立対策官民連携プラットフォーム分科会 規程

(趣旨)

第1条 この規程は孤独・孤立対策官民連携プラットフォーム規約第21条の規定に基づき設置される、分科会に関し必要な事項を定める。

(目的)

第2条 分科会は、孤独・孤立対策官民連携プラットフォーム（以下「本会」という。）の会員間で共通する課題に対する解決策等の検討に関する活動を行うことを目的とする。

(設置期間)

第3条 分科会の設置期間は原則として、設置日から当該年度末とする。

(活動計画)

第4条 分科会の設置又は設置期間の延長を希望する会員は、年間の活動計画を所定の書式で本会事務局（以下「事務局」という。）に提出する。

(活動報告)

第5条 分科会は、当該年度末までに、活動報告を所定の書式で事務局に提出する。

(構成員)

第6条 分科会の構成員は、会員から組織する。

2 構成員の募集に当っては、設立時を含め会員に対して十分な告知を行うものとし、事務局が特に分科会活動に悪影響を及ぼすと判断した場合を除き、会員は参加を阻まれない。

3 構成員は、いつでも分科会を退会することができる。ただし、退会後も第9条を遵守する。

(費用)

第7条 会議等に要する費用は、特に事務局からの提供がない限りは、構成員の自己負担とする。

(成果の報告)

第8条 分科会活動により生じたアイデア、知見その他の成果（以下「検討成果」という。）がある場合、分科会は、随時事務局へ報告する。

(秘密保持)

第9条 構成員は、分科会活動において知得した他の構成員の技術的な情報及び相互の接触交流により知り得た他の構成員の秘密を第三者に開示又は漏洩をしてはならない。ただし、事前に相手方の同意を得た場合はこの限りでない。

(検討成果等の取扱い)

第10条 分科会の活動計画、活動報告及び検討成果（以下「検討成果等」という。）は、事務局を通じ、会員に共有され、会員及び事務局は検討成果等を自由に利用することができる。

2 前項の規定にかかわらず、検討成果等に、技術的な開発成果等他の会員に共有することが望ましくない知見及び情報等が含まれると分科会が判断した場合、分科会は、事務局と検討成果等の取扱いについて協議する。

3 分科会は、検討成果等について知的財産権（特許、意匠、実用新案、商標及び著作権を含む。）に関する出願等を検討する場合、予め事務局に当該内容を報告し、取扱いについて協議する。

(規程の制定改廃)

第11条 本規程の制定改廃は、事務局である内閣官房と幹事会が協議の上行い、制定または改廃した場合においては、直ちに会員に通知する。

附則

この規程は、2022年（令和4年）2月25日から施行する。